

税のお知らせ

税の申告はお忘れなく!

申告相談受付期間

2月6日(月)～3月15日(木)

平成23年分所得(平成23年1月1日から12月31日まで)の申告の時期が間近になりました。

市では、2月6日(月)から3月15日(木)まで所得申告相談受付を行います。

この申告内容が、平成24年度の市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の基礎となりますので、忘れずに申告してください。

※日程および申告に必要な書類等、詳細は今月号広報と同時に配りした「平成24年度(23年分)市・県民税(国民健康保険税)の申告について」をご覧ください。

申告相談の注意点

▽申告相談受付は1月1日現在、住所がある地域内の会場の地区指定日にご来場ください。

▽二本松税務署が行う所得税の確定申告の受付会場(市民交流センター、2月6日～3月15日)は地区指定がありません。

▽申告相談受付期間中は、申告相談受付会場以外(市役所税務課、各支所地域振興課等)での相談受付はしていません。

▽税務署から送付された申告書等があり、市で申告される場合はそれを持参してください。

▽各世帯に「平成24年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書」1部を送付しましたが、そのほか世帯の中で申告が必要な方は、市役

所1階税務課、各支所地域振興課、または各住民センターで事前に受け取ることができます。

▽営業、不動産収入がある方は収支内訳書および売上げ仕入れ経費等が分かる帳簿、領収書または書類等を整理し、持参してください。

▽源泉徴収票は原本を持参してください。給与の源泉徴収票を事業所から交付されていない方は、事業所に依頼し申告時までに交付を受けてください。

▽税務署の判断を必要とする複雑な申告内容の場合(株式譲渡、先物取引、土地・家屋の譲渡等)は、市民交流センターへご案内させていただきます。場合もあります。

個人住民税の主な改正点

扶養控除の見直し

・子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除が廃止されます。

・高校の授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養親族に限って、扶養控除の上

確定申告はインターネットで行うことができます

国税電子申告システム(e-TAX)を利用して、自宅にいながらにして所得税の確定申告をすることができます。

e-TAXを利用して確定申告をした方は、税額控除(平成23年分は4,000円、平成24年分は3,000円)を受けることができます。(この控除は19年分から24年分のいずれかの年分で1回受けることができます。)

電子申告をするためには、電子証明書付住民基本台帳カード(住基カード)が必要になりますので、市民課または各支所地域振興課窓口で交付を受けてください。(手数料1,000円)

また、電子証明書(住基カード)を読み込むためにはカードリーダーが必要です。

市では無料貸出用のカードリーダーを10台準備しています。数に限りがありますので必要な方はお早めにお問い合わせください。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。

◎問い合わせ…税務課市民税係 ☎(55)5085

e-TAXホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>



同居特別障害者加算の特例措置の改組

乗部分(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円になります。

寄附金税制の拡充

・寄附金税額控除の適用下限額を2千円に引き上げます。

◎問い合わせ…

税務課市民税係

☎(55)5085

加算する措置(同居特別障

寝たきりの方のおむつ代
は医療費控除の対象です

寝たきりの高齢者等でおむつを使用している方が、確定申告でおむつ代を医療費控除の対象とするには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方については、要介護認定時の主治医意見書の内容を確認したうえで市が発行する「主治医意見書確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができますので、高齢福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

主治医意見書で確認する内容

- ①主治医意見書の作成日
 - ②要介護認定の有効期間
 - ③障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
 - ④尿失禁の発生可能性
- ◎問い合わせ：
高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

償却資産(固定資産税)の
申告は1月31日(火)までに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産について市に申告しなければならぬことになっていきますので、対象となる方は忘れずに申告してください。

申告の対象

会社や個人で工場、商店、農業などの事業を営む方が、事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等の土地・家屋を除く事業用有形固定資産

申告期限 1月31日(火)

提出場所

税務課、各支所地域振興課、各住民センター
※地方税電子申告システム(eLTAX)による申告を利用できます。初めて利用される場合は、電子証明や利用届出が必要です。
・eLTAXホームページ
<http://www.eltax.jp/>

※申告書は昨年申告があった方に送付されています。新たに事業を始められた方は左記までご連絡ください。

◎問い合わせ：
税務課資産税係
☎(55)50086

税の書道コンクール表彰式

「税の書道コンクール」は、税金に対する正しい理解と納税意識の高揚を図る目的で、市内の小学6年生を対象に作品を募集し、過日、入選作品の表彰式が行われました。

入賞者をご紹介します。
(敬称略)

最優秀賞

橋本 啓巧(洪川小)



優秀賞

- 村松 大永(二本松南小)
- 高橋 美優(二本松北小)
- 林 温彩(石井小)
- 高橋絵理香(新殿小)
- 高野 晃良(東和小)

佳作

- 遠藤 亜子(二本松南小)
- 菅野真奈佳(塩沢小)
- 相良 雪菜(岳下小)
- 三浦 誠也(安達太良小)
- 高宮 広大(原瀬小)
- 伊藤 彩花(杉田小)
- 三浦 優花(石井小)
- 塩谷亜紗美(大平小)
- 大和田悠陽(油井小)
- 佐藤 啓人(川崎小)
- 猪爪真奈美(小浜小)
- 菅野 麻菜(旭小)



▲入賞した児童の皆さん

ありがとう
心静かに手を合わす。

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

☎ **0120-43-1194**

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

社の中の斎場

ほうりん

- ほうりん斎場 二松市上竹2-286-1
- ほうりん緑ヶ丘 斎場 TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
- 東和斎場 二松市針道字鍛冶屋敷15-1
- 大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
- 福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960